

平戸市農業委員会第1回総会議事録

■開催日時：平成31年4月26日（金） 15時～16時45分

■開催場所：平戸市役所本庁舎3階大会議室

■農業委員：17人出席

19番 丸田 保（会長）

1番：蜜山隆満 2番：岡村勝彦 4番：小川隆友 5番：本山勝茂

6番：松本一郎 7番：谷本雅司 9番：前川一夫 10番：榊屋可恵

11番：青崎日出男 12番：大山荒助 13番：山下忠平 14番：松山浩幸

15番：藤沢和正 16番：大山光敏 17番：福田延之 18番：永田 守

■欠席委員：

8番 川村政幸（職務代理者） 3番：阿部 榮

■農地最適化推進委員：18人中15人出席

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0人

■事務局 楠富事務局長 橋口総務農地班長 山本主査 大石主任主事

■書記の職氏名 職氏名：山本主査

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程1 開会

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

報告第1号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 第1回農用地利用集積計画(案)について

議案第4号 第1回農用地利用配分計画(案)に対する意見について

日程6 閉会

| 発言者名 | 会議の概要 |
|------|---|
| 事務局 | <p>■日程1 開会宣言</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから平成31年度平戸市農業委員会第1回総会を開会いたします。開会にあたりまして、丸田会長がごあいさつ申し上げます。</p> |
| 会長 | <p>■日程2 会長あいさつ</p> <p>皆さん、こんにちは。本日は平成31年度平戸市農業委員会第1回総会にご出席いただきありがとうございます。いよいよとなりますが、平成最後の総会となります。あと数日で5月1日、「令和」という元号に変わりますが、平成の時代を振り返ると感無量の思いです。</p> <p>また、本日は〇〇委員が東京から帰郷後の体調不良により欠席しておりますが、5月の総会には出席できるとのことで安堵しているところであります。委員の皆様には、新しい元号になっても変わらぬご協力をお願いいたします。</p> <p>加えて、5月16、17日に県の会長事務局長会議において新年度の活動方針及び具体的な数値目標が示されますので、来月の総会にはまたその報告等をさせていただきます。</p> <p>本日は平成最後の総会ですが、皆様の慎重審議をお願いしまして、開会のあいさつといたします。</p> |
| 事務局 | <p>ありがとうございました。本日は5名の委員から欠席の届出ありましたので報告いたします。</p> <p>よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定である過半数を超えており、総会成立を報告いたします。</p> <p>それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行につきまして丸田会長にお願いいたします。</p> |
| 会長 | <p>■日程3 議事録署名委員及び書記の指名</p> <p>それでは、日程第3の議事録署名委員及び書記についてですが、平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。</p> |
| 委員一同 | <p>「異議なし。」</p> |
| 会長 | <p>「異議なし。」と認めます。それでは、議事録署名委員に11番委員、</p> |

| | |
|------|--|
| 会長 | <p>12 番委員、書記は事務局職員山本主査を指名いたします。 以上で日程第 3 を終わります。</p> <p>■日程 4 会務報告 次に日程第 4。 4 月の会務報告及び 5 月の行事予定について、事務局から報告等をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは 4 月の主な会務報告をいたします。(4 月会務報告を報告) 次に 5 月の行事予定を申し上げます。(5 月行事予定を報告) 以上で会務報告を終わります。</p> |
| 会長 | <p>会務報告が終了しましたので、ここで、次回になります令和元年 5 月総会の日程を、あらかじめ決めたいと思います。</p> <p>今後のスケジュール等を勘案し事務局と調整した結果、次回総会を 5 月 31 日金曜日とし、場所は未来創造館において行いたいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。</p> |
| 委員一同 | <p>「異議なし。」</p> |
| 会長 | <p>異議がありませんので、次回の総会日程を 5 月 31 日金曜日とし、場所は、未来創造館会議室と決定しました。</p> <p>■日程 5 議事 《報告第 1 号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について》 これより議事に入ります。 はじめに、報告第 1 号「農業振興地域整備計画の軽微な変更」について、事務局から報告を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案書 2 ページをお願いします。整理番号 1 番。申請人は、記載のとおりです。</p> <p>申請農地、現況地は田、面積 805 m²、農用地区域内の用途変更申請であります。</p> <p>現在、用途を田としておりますが、農業用施設用地への変更となります。変更理由は次ページに載せていますが、申請者が繁殖牛増頭を計画しており、今回の申請農地が利便性などから適地と判断したものの、農用地区域に指定されているため、用途変更申請がありました。詳細につきましては現地調査で同行しました農林課から説明させてい</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>たきます。(申請地場所、牛舎設計図等はスライド使用による説明。)</p> |
| 農林課 | <p>申請農地は農業振興地域であり、以前も申請者から別の農地で牛舎建設のための変更申請がありましたが、地権者との最終合意が得られず、今回の申請用地でお願いするものです。</p> <p>施設は8～10頭規模の運動場を備えた牛舎建設計画であり、1筆全部を使用予定であるため、農業用施設用地として変更するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 会長 | <p>ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言者は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | <p>農振地域は農業用施設であれば、農振地域をはずさず用途変更で事足りるのですか。</p> |
| 農林課 | <p>農業振興地域は、田、畑、採草牧地、農業用施設が設定されており、牛舎は農業用施設でありますので用途変更の手続きのみとなります。</p> |
| 会長 | <p>他にありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がないようですので、質疑を終結します。報告第1号については、届出のとおり処理いたします。</p> <p>《報告第2号 農業経営基盤強化促進法に係る合意解約について》</p> <p>次に、報告第2号「農業経営基盤強化促進法に係る合意解約」について、事務局から報告を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案書3-1ページをお願いします。整理番号1番。貸人借人は、記載のとおりです。</p> <p>貸借農地、現況地目は田、面積818㎡、外1筆、計1,609㎡、契約内容については備考欄のとおりです。</p> <p>なお、理由につきましては貸借人の都合による解約となります。</p> <p>報告第2号 につきましては、以上です。</p> |
| 会長 | <p>ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言者は挙手をお願いします。</p> |

| | |
|-----|--|
| | (質疑なし) |
| 会長 | <p>質疑がありませんので質疑を終結します。報告第2号については、届出のとおり処理済みといたします。</p> <p>《報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について》 次に、報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出」について、事務局から報告を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>整理番号1番となります。申請者については、記載のとおりです。申請農地ですが、地目は田で、1,172 m²、用途としては、農業用施設用地、農地種別は第1種、農業用施設用地で、ため池建設のため一時転用になります。一時転用の場合の転用期間は最大3年間可能となっておりますので、許可日から平成34年3月31日までの申請となっております。(スライドによる説明)</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p> |
| 会長 | <p>ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言者は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | <p>報告内容には問題ありませんが、議案書の平成34年は令和の元号に変えたほうがよいのでは？</p> |
| 事務局 | <p>元号改定が5月であるため、現時点で作成する資料につきましては平成表記でも間違いではありません。このため今回の議案書は全て平成表記としています。</p> |
| 委員 | <p>今回の申請地区は地すべり地域になっています。当該地は、切り土、盛り土にも規制があると記憶していますが、ため池を作るのであれば、県所管課の許認可が必要なのではないですか。ため池を作った後、申請者が原状回復を求められないよう確認させてください。</p> |
| 事務局 | <p>農林課に確認しましたが、当該地区の圃場整備完了から10年以上経過しているため必要ないということで確認しています。</p> |
| 委員 | <p>わかりました。</p> |
| 会長 | <p>他に質問はありませんか。</p> |

| | |
|-------------|--|
| <p>会長</p> | <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので質疑を終結します。報告第3号については、届出のとおり処理いたします。</p> <p>《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》</p> <p>次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局からの提案説明を求めます。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>議案書4ページをお願いします。整理番号1番です。譲渡人、譲受人については記載のとおりです。</p> <p>申請農地ですが地目は畑 565 m²、自作で譲受人の現在の耕作面積 18,417 m²、所有権移転した後の面積、18,525 m²になります。事由としては、経営規模拡大のため、所有権移転を交換で行ないます。</p> <p>つづきまして、整理番号2番です。譲渡人、譲受人については記載のとおりです。</p> <p>申請農地ですが地目は畑 459 m²、自作で譲受人の現在の耕作面積 9,632 m²、所有権移転した後の面積 9,526 m²になります。事由としては、経営規模拡大を図る譲渡人との協議により、経営効率化のため農地の交換を行なうもので所有権移転を交換で行います。</p> <p>補足ですが、所有権移転で売買や贈与の場合、現所有面積に取得する農地面積を加算し、所有権移転後の面積として議案書に記載しますが、交換の場合は、現所有面積から交換面積を差し引き、所有権を移転する面積に加算した面積となりますのでご留意下さい。</p> <p>詳しくは、お手元の「農地法第3条調査書」をご一読いただきたいと思えます。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言者は挙手をお願いします。</p> |
| <p>会長</p> | <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> |
| <p>委員一同</p> | <p>「異議なし。」</p> |
| <p>会長</p> | <p>異議なしと認め、「議案第1号」を原案のとおり決定いたします。</p> |

| | |
|------------|--|
| <p>会長</p> | <p>《議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》</p> <p>次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、整理番号 1 番から 5 番までを議題とし、事務局の提案説明を求めます。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>議案書 5 ページをお願いします。</p> <p>整理番号 1 番です。申請者は記載のとおりです。</p> <p>申請農地ですが、地目は畑で 495 m²外 6 筆、計 4,499 m²、用途は太陽光発電施設用地、農地種別は第 2 種、事由は太陽光発電施設の設置、所有権移転の売買となっています。</p> <p>つづきまして、整理番号 2 番です。申請者は記載のとおりです。</p> <p>申請農地ですが、地目は畑、671 m²外 1 筆、計 1,884 m²、用途は太陽光発電施設用地、農地種別は第 2 種、事由は太陽光発電施設の設置、賃貸借による地上権の設定となっています。</p> <p>つづきまして、整理番号 3 番です。申請者は記載のとおりです。</p> <p>申請農地ですが地目は畑で 1,878 m²外 9 筆、計 8,350 m²、用途は太陽光発電施設用地、農地種別は第 3 種、事由は太陽光発電施設の設置、賃貸借による地上権の設定となっています。</p> <p>なお、併用地が隣接しており、原野 2,846 m²、雑種地 49 m²の計 2,895 m²が別途あります。</p> <p>つづきまして、整理番号 4 番です。申請者は記載のとおりです。</p> <p>申請農地ですが地目は畑で 1,514 m²、用途は太陽光発電施設用地、農地種別は第 2 種、事由は太陽光発電施設の設置、所有権の売買となっています。</p> <p>つづきまして、整理番号 5 番です。申請者は記載のとおりです。</p> <p>申請農地ですが地目は畑で 706 m²、用途は住宅用地、農地種別は第 1 種、事由は住宅建設、所有権の売買となっています。</p> <p>(スライドによる説明。)</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p> |
| <p>会長</p> | <p>事務局の提案説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いします。</p> |
| <p>委員</p> | <p>議案 2 号番号 1 番から 3 番について補足説明します。</p> <p>平成 31 年 4 月 15 日午後 1 時 30 分から、北部地区農業委員、推進委員、申請人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>始めに整理番号 1 です。現在、申請地は、自己保全及び不作付けの農地であり、申請人は県内で太陽光発電設備設置を手がけている業者で、平戸市内に太陽光発電設備設置を計画しています。</p> |

| | |
|----|---|
| 委員 | <p>雨水については、自然流下及び大雨時などの災害時に備えて、調整池を道路側に設け、側溝に放流するとのことでした。申請地周辺の農地は、現在も耕作しておりますが、道路を挟んでいることもあり、日照、通風等により周辺の農地に影響を及ぼす支障はないように見受けられました。</p> <p>なお、隣接地権者等へは説明し同意を得ているとのことでしたが、地域での説明は開催されていないとのことでしたので、早急に区長と連絡をとり、事業の説明を行なうようにと指導しました。</p> <p>先ほどの事務局の説明の中で、4月18日に地区役員への説明を行なったとのことでしたが、事業に着手する前に再度、地区説明を実施するとのことであり、これまでの経過から地元の方も理解し承諾しているようでしたので、事業の実施に当たり問題はないかと思われます。</p> <p>次に番号2番についてですが、申請地は、現在、荒廃している農地であり、申請人は県内で太陽光発電設備設置を手がけている業者で、平戸市内に太陽光発電設備設置を計画しています。</p> <p>雨水処理は自然流下とのことでした。申請地周辺の農地は、現在も耕作しておりますが、日照、通風等により周辺の農地に影響を及ぼす支障はないように見受けられました。</p> <p>また、昨年太陽光発電施設用地として転用許可を出した案件の隣接地であり、周囲の方々の同意についても了承を得ているとの説明がありましたので、大きな問題はないかと思われます。</p> <p>続きまして番号3番についてですが、申請地は、現在、荒廃している農地であり、申請人は太陽光発電設備設置を手がけている業者で、平戸市内に太陽光発電設備設置を計画しています。</p> <p>雨水処理は水路放流とのことでしたが、地域の要望を組み入れ、申請地全体を側溝で囲み、2箇所調整池を設け、下流への流れ込みを調整するとともに、現在素掘りの側溝を改修し、側溝を敷設するとのことでした。</p> <p>申請地周辺の農地は、現在耕作しておらず、日照、通風等により周辺の農地に影響を及ぼす支障はないように見受けられました。</p> <p>また、地域説明会を2回程度開催し、地域の方々からの要望や意見についても、取り入れた計画とのことであり、地区との協定を結ぶとの説明もありましたので問題はないかと思われます。</p> <p>以上で補足説明を終わります。</p> |
| 委員 | <p>議案第2号番号4番の補足説明を行ないます。平成31年4月15日午後4時から、田平地区農業委員、推進委員、申請人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> |

| | |
|-----|--|
| 委員 | <p>申請地は、現在、自己保全管理している農地であり、申請人は太陽光発電設備設置を手がけている業者で、平戸市内に太陽光発電設備設置を計画しています。</p> <p>雨水については、自然流下とのこと。申請地周辺の農地は、現在耕作しているところはなく、また、その周囲にも太陽光発電施設が設置されており、日照、通風等により影響を及ぼす支障はないように見受けられました。</p> <p>また、景観計画区域内の届出や文化財保護法による手続きも適正に行なっているとのことから問題はないと思われ。以上で補足説明を終わります。</p> |
| 委員 | <p>議案第2号番号5番について補足説明します。平成31年4月15日午後4時30分から、田平地区農業委員、推進委員、申請人、事務局とで現地確認しました。</p> <p>申請地は、現在、耕作は行なわれておらず自己保全管理している農地でした。申請人は、平戸市内に住宅建設を検討しているとのこと、当該地は市道に面していること等から候補地とし、生活排水は合併浄化槽の設置、雨水は配管から道路側溝へ放流する計画とのこと。</p> <p>また、申請地周辺の農地は、現在耕作しておりますが、日照、通風等により周辺の農地に影響を及ぼす支障はないように見受けられましたので、問題はないと思われ。以上で補足説明を終わります。</p> |
| 会長 | <p>関係委員の皆さんありがとうございました。関係委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言者は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | <p>整理番号5番についてですが、第1種農地でも2戸以上の隣接地であれば転用可能ということでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>地域の適用除外条件として2戸以上であることが原則ですが、2戸以上であっても隣接状況等の実態を見なければ適用非適用は判断できないと思います。今回の申請は現地調査において各委員と協議し適用すべきとの判断でした。</p> |
| 委員 | <p>補足しますが当該地は畑環整備地区でもあるため、敷地内に家庭菜園を設け設備使用することですので条件をクリアしています。</p> <p>(質疑なし)</p> |

| | |
|------|--|
| 会長 | <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>「議案第2号 整理番号1番から5番」までについて、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> |
| 委員一同 | <p>「異議なし。」</p> |
| 会長 | <p>異議なしと認め、「議案第2号1番から5番」までについて、原案のとおり決定いたします。次に、同議案の整理番号6番を議題とします。</p> <p>この案件につきましては、農業委員会総会会議規則第19条「議事参与の制限」規定に基づき、〇〇委員の退席を求めます。</p> <p>(〇〇委員の退席)</p> <p>それでは、事務局から「議案第2号 整理番号6番」の提案説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案書6ページをお願いします。</p> <p>整理番号6番です。申請者は記載のとおりです。申請農地ですが、地目は田で494㎡外1筆、計588㎡、用途は住宅用地、農地種別は第2種、事由は住宅建設のため、所有権の売買となっております。(スライドによる説明)</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いします。</p> |
| 会長 | <p>事務局説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。</p> |
| 委員 | <p>議案第2号整理番号6番について補足説明します。平成31年3月15日午前11時頃から、生月地区農業委員、推進委員、申請人、事務局とで現地確認しました。</p> <p>この案件は3月総会に提案予定でしたが、現地確認の折り、申請地を詳しく調査したところ、事務局説明にもありました「ため池部分」が現在は農地であり、その農地が耕作できなくなる恐れがあること、宅地として売買予定とのことから、申請内容との不一致が生じるため、疑義部分の内容を明らかにし、今回の申請となっております。</p> <p>申請地は、現在、耕作は行なわれておらず自己保全管理の農地であり、申請人が住宅建設を検討しているとのことで、当該地は市道に面していること等から利便性を考慮して候補地にあげており、生活排水は合併浄化槽の設置、雨水は配管から道路側溝へ放流する計画とのことです。以上で補足説明を終わります。</p> |

| | |
|-------------|---|
| <p>会長</p> | <p>関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言者は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。 「議案第2号 整理番号6番」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> |
| <p>委員一同</p> | <p>「異議なし。」</p> |
| <p>会長</p> | <p>異議なしと認め、「議案第2号6番」を原案のとおり決定いたします。それでは、〇〇委員の入場を求めます。</p> <p>(〇〇委員の入場)</p> <p>《議案第3号 第1回農用地利用集積計画(案)について》</p> <p>次に、議案第3号「第1回 農用地利用集積計画(案)」について、整理番号1番から5番まで、整理番号7番から9番までを議題とし、事務局の提案説明を求めます。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>議案書7ページから10ページになります。8ページをお願いします。利用権設定各筆明細は賃借権になります。</p> <p>整理番号1番です。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地現況地目は田、面積155㎡外3筆、計1,579㎡、設定する利用権は記載のとおりです。</p> <p>次の整理番号2番、3番については議案書をご一読下さい。</p> <p>新規2件、5筆、面積1,948㎡、再設定は1件5筆、面積3,487㎡、合計3件10筆、5,435㎡となっております。</p> <p>次に9ページをお願いします。利用権設定各筆明細は、使用貸借権になります。</p> <p>整理番号4番から5番について説明いたします。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地現況地目は田、面積548㎡、設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>整理番号5番についてはご一読下さい。</p> <p>再設定2件2筆、面積2,454㎡となっております。</p> |

| | |
|------|---|
| 事務局 | <p>次に 10 ページをお願いします。10 ページ上段です。利用権設定の各筆明細は農地中間管理事業による賃借権になります。</p> <p>整理番号 7 番です。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者は記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、現況地目は田、面積 200 m²外 2 筆、計 883 m²、設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>整理番号 8 番についてはご一読ください。新規 2 件 8 筆、面積 8,355 m²となっております。</p> <p>つづきまして 10 ページ下段です。利用権設定の各筆明細は、農地中間管理事業による使用賃借権になります。</p> <p>整理番号 9 番です。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地は現況地目は田、面積 1,169 m²外 3 筆、計 4,177 m²、設定する利用権は記載のとおりです。</p> <p>合計新規 1 件 4 筆、4,177 m²となっております。</p> <p>以上で議案説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p> |
| 会長 | <p>ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言者は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がないようですので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>「議案第 3 号、整理番号 1 番から 5 番、整理番号 7 番から 9 番」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> |
| 委員一同 | <p>「異議なし。」</p> |
| 会長 | <p>異議なしと認め、「議案第 3 号、整理番号 1 番から 5 番、整理番号 7 番から 9 番」を原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、同議案の整理番号 6 番を議題とします。</p> <p>この案件につきましては、農業委員会総会会議規則第 19 条「議事参与の制限」規定に基づき、〇〇委員の退席を求めます。</p> <p>(〇〇委員の退席)</p> |
| 会長 | <p>それでは、事務局から「議案第 3 号 整理番号 6 番」の提案説明を求めます。</p> |

| | |
|------|--|
| 事務局 | <p>それでは整理番号 6 番を説明いたします。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者は記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、現況地目は田、面積 3,482 m²外 2 筆、計 4,650 m²、設定する利用権は記載のとおりです。</p> <p>説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 会長 | <p>ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言者は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>「議案第 3 号、整理番号 6 番」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> |
| 委員一同 | <p>「異議なし。」</p> |
| 会長 | <p>異議なしと認め、「議案第 3 号 整理番号 6 番」を原案のとおり決定いたします。</p> <p>それでは、〇〇委員の入場を求めます。</p> <p>(〇〇委員の入場)</p> |
| | <p>《議案第 4 号 第 1 回農用地利用配分計画(案)に対する意見について》</p> <p>次に、議案第 4 号「第 1 回 農用地利用配分計画 (案) に対する意見」についてであります。まず、配分計画案整理番号 1 番から 10 番までについて、事務局の提案説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>それでは議案書 11 ページから 14 ページについて説明します。</p> <p>12 ページをお願いします。設定する利用権の種類については、貸借権になります。</p> <p>整理番号 1 番です。貸付人及び借受人については記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、現況地目は田、面積 200 m²外 2 筆、計 883 m²、設定する権利権については記載のとおりです。</p> <p>次の整理番号 2 番についてはご一読ください。</p> <p>新規 2 件 8 筆、面積 8,355 m²となっています。</p> <p>次に 13 ページをお願いします。設定する利用権の種類については、</p> |

| | |
|------|---|
| 事務局 | <p>賃借権になります。</p> <p>整理番号3番から10番について説明します。貸付人及び借受人については記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、現況地目は田、面積1,169㎡、設定する権利については記載のとおりです。</p> <p>整理番号4番から10番についてはご一読ください。合計、新規8件11筆、面積11,077㎡となっています。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 会長 | <p>ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言者は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>「議案第4号 第1回 農用地利用配分計画(案)」のうち、整理番号1番から10番までについて、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> |
| 委員一同 | <p>「異議なし。」</p> |
| 会長 | <p>異議なしと認め、「議案第4号 整理番号1番から10番」までを、原案のとおり決定いたします。次に、同議案の整理番号11番を議題とします。この案件につきましては、農業委員会総会会議規則第19条「議事参与の制限」規定に基づき、〇〇委員の退席を求めます。</p> <p>(〇〇委員の退席)</p> |
| 会長 | <p>それでは、事務局から「議案第4号 整理番号11番」の提案説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>それでは説明いたします。14ページをお願いします。整理番号11番を説明いたします。利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、現況地目は田、面積1,535㎡、設定する利用権については記載のとおりです。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> |

| | |
|-------------|--|
| <p>会長</p> | <p>ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言者は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。 「議案第4号 整理番号11番」について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> |
| <p>委員一同</p> | <p>「異議なし。」</p> |
| <p>会長</p> | <p>異議なしと認め、「議案第4号 整理番号11番」を、原案のとおり決定いたします。それでは、〇〇委員の入場を求めます。</p> <p>(〇〇委員の入場)</p> <p>以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。 お諮りいたします。本総会において議決されました各案件について、誤字脱字等の修正、その他整理を要する軽微な修正につきまして、議長への一括委任を願いたいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし。」</p> |
| <p>会長</p> | <p>異議なしと認め、本総会において、議決された案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。</p> <p>日程：第6（閉会） 以上をもちまして、平戸市農業委員会平成31年度第1回総会を閉会いたします。委員の皆様、お疲れ様でした。</p> <p>閉会時刻：16時45分</p> |